

福祉用具の範囲の考え方について（案）

1 介護保険法の福祉用具に関する規定

福祉用具貸与（第7条第17項）

この法律において「福祉用具貸与」とは、居宅要介護者等について行われる福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。第44条第1項において同じ。）のうち厚生大臣が定めるものの貸与をいう。

居宅介護福祉用具購入費（第44条第1項）

市町村は、居宅要介護被保険者等が、入浴又は排せつの用に供する福祉用具その他の厚生大臣が定める福祉用具（以下「特定福祉用具」という。）を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。

2 介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方

- (1) 高齢者に対する福祉用具の給付制度としては、現行では老人日常生活用具給付等事業がある。介護保険制度における福祉用具の範囲としては、同事業の対象用具から、一人暮らし老人を対象とした電磁調理器等の用具を除いたものを中心として定めることとする。
- (2) しかしながら、福祉用具の外縁は極めて広いものであるため、上記(1)の考え方を踏まえ、更に、次のような点を判断要素として対象用具を選定することとする。

要介護者等の自立促進又は介助者の負担軽減を図るもの

要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの（例えば、平ベッド等は対象外）

治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの（例えば、吸入器、吸引器等は対象外）

在宅で使用するもの（例えば、特殊浴槽等は対象外）

起居や移動等の基本的動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの（例えば、義手義足、眼鏡等は対象外）

ある程度の経済的負担感があり、給付対象とすることにより利用促進が図られるもの（一般的に低い価格のものは対象外）

取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの（例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外）

(3) なお、ベッド用サイドレールや車いすのクッション等の付属品についても、上記(2)の判断要素に合うものについては、本体を給付する場合にこれと一体のものとして給付の対象とする。

3 居宅介護福祉用具購入費の対象用具の考え方

(1) 介護保険制度では、福祉用具の給付については、対象者の身体の状態、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与によることとされている。

(2) このため、購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定することとする。

他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの(入浴・排せつ関連用具)

使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの(つり上げ式リフトのつり具)

4 新たに開発・普及する製品の取扱い

要介護者の便宜の観点、技術革新や製品開発努力等を評価する観点から、新たに開発された用具や普及が進んだ用具についても、2(2)の判断要素に照らし、必要に応じ保険の対象となるような取扱いとする。

福祉用具貸与

介護給付費に関するデータ（介護給付費実態調査 平成13年5月審査分）

福祉用具貸与総費用	4,016,264	千円										
介護総費用全体に占める割合	1.23	%										
利用者数	288,327		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	(平均要介護度)			
	100.0%		4.1%	20.8%	21.2%	17.7%	18.1%	18.1%	2.81			
利用者1人当たり平均単位数	/月(単位)	1,393.3	1,270.8	1,257.8	1,297.2	1,393.2	1,517.2	1,565.4				
指定事業所数	5,112		社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉法人 (社協)	医療法人	営利法人	農協	生協	民法法人(社 団・財団)	非営利法 人(NPO)	地方公 共同体	その他
(平成13年5月現在、厚生労働省調べ)	100.0%		100	160	112	4,499	129	50	19	16	13	14
			2.0%	3.1%	2.2%	88.0%	2.5%	1.0%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%
請求事業所数	3,657		91	133	65	2,963	100	39				
1事業所当たり平均費用額	/月(円)	1,098,233	664,229	462,010	281,051	1,123,148	294,969	660,979				
1事業所当たり平均利用実人数	/月(人)	81.5	50.3	42.7	20.0	82.9	21.2	44.1				
利用者1人当たり平均費用額	/月(円)	13,468	13,212	10,822	14,085	13,556	13,894	14,979				

種目別件数割合

(単位: %、要介護度)

種 目	計	要介護度						平均要介護度
		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
車いす	14.3	0.4	2.6	3.2	3.0	2.9	2.3	2.86
車いす付属品	1.1	0.0	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	3.38
特殊寝台	24.9	1.0	5.1	5.2	4.5	4.7	4.4	2.82
特殊寝台付属品	46.5	1.7	8.9	9.4	8.6	9.3	8.6	2.89
じょくそう予防用具	6.3	0.0	0.2	0.3	0.6	1.7	3.4	4.25
体位変換器	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	4.44
手すり	1.0	0.0	0.2	0.3	0.2	0.2	0.1	2.55
スロープ	1.4	0.0	0.1	0.2	0.3	0.5	0.5	3.76
歩行器	2.9	0.2	0.9	0.8	0.6	0.3	0.1	2.12
歩行補助つえ	1.1	0.1	0.4	0.3	0.2	0.1	0.0	2.07
徘徊感知機器	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.85
移動用リフト	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	3.95
計	100.0	3.5	18.4	19.9	18.2	20.1	20.0	2.94

種目別1件当たり平均単位数(特別地域加算を除く)

(単位)

種目	計	要支援						要介護					
		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
車いす	760.9	1,266.8	910.9	752.2	695.1	680.1	707.4						
車いす付属品	243.6	211.3	237.3	247.7	244.3	241.8	248.3						
特殊寝台	1,142.1	1,112.2	1,124.4	1,137.6	1,140.7	1,150.5	1,167.4						
特殊寝台付属品	174.0	170.4	173.7	176.9	178.6	174.7	166.2						
じょくそう予防用具	604.3	525.1	544.9	557.9	579.8	598.7	619.4						
体位変換器	540.2	253.0	358.5	452.6	447.0	529.2	565.8						
手すり	314.5	289.7	309.5	317.2	317.6	313.0	322.2						
スロープ	611.4	494.6	556.4	599.8	605.2	618.0	620.9						
歩行器	326.9	330.1	331.6	325.3	325.3	318.4	328.8						
歩行補助つえ	134.0	133.6	136.0	133.0	133.4	134.7	125.6						
徘徊感知機器	1,083.0	725.0	1,121.2	1,105.7	1,053.6	1,111.0	1,055.0						
移動用リフト	1,760.3	1,955.2	1,742.8	1,768.8	1,783.8	1,791.8	1,737.9						
計	543.6	587.3	555.1	538.3	529.8	532.6	554.1						

居宅サービス受給者数に占める福祉用具貸与利用者数の割合

種目	計	要支援		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5		
		割合(%)	割合(%)											
車いす	106,241	7.9	2,846	1.4	19,068	4.3	24,004	8.8	21,985	13.0	21,570	16.2	16,768	14.1
特殊寝台	185,577	13.9	7,771	3.8	37,917	8.6	38,380	14.1	33,428	19.8	34,983	26.3	33,098	27.8
じょくそう予防用具	46,656	3.5	204	0.1	1,299	0.3	2,387	0.9	4,523	2.7	12,730	9.6	25,513	21.5
体位変換器	1,589	0.1	5	0.0	28	0.0	58	0.0	125	0.1	326	0.2	1,047	0.9
手すり	7,454	0.6	218	0.1	1,564	0.4	2,019	0.7	1,810	1.1	1,320	1.0	523	0.4
スロープ	10,663	0.8	41	0.0	451	0.1	1,186	0.4	2,029	1.2	3,565	2.7	3,391	2.9
歩行器	21,503	1.6	1,201	0.6	6,735	1.5	6,295	2.3	4,114	2.4	2,339	1.8	819	0.7
歩行補助つえ	8,389	0.6	515	0.3	2,650	0.6	2,536	0.9	1,568	0.9	850	0.6	270	0.2
徘徊感知機器	371	0.0	4	0.0	38	0.0	100	0.0	125	0.1	77	0.1	27	0.0
移動用リフト	1,982	0.1	29	0.0	163	0.0	162	0.1	182	0.1	444	0.3	1,002	0.8
福祉用具貸与利用者数	288,327	21.6	11,879	5.8	59,943	13.6	61,090	22.4	51,039	30.2	52,133	39.2	52,243	43.9

居宅サービス受給者数	1,337,181	203,189	440,823	272,696	168,834	133,139	118,892
------------	-----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

注)車いす及び特殊寝台の付属品は同一の利用者に対し複数の商品を貸与される場合があるため、計上していない。

種目別利用者1人当たり利用品目数

種目	計	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
車いす	0.37	0.24	0.32	0.39	0.43	0.41	0.32
車いす付属品	0.03	0.02	0.02	0.02	0.03	0.04	0.04
特殊寝台	0.64	0.65	0.63	0.63	0.65	0.67	0.63
特殊寝台付属品	1.20	1.08	1.11	1.15	1.26	1.33	1.23
じょくそう予防用具	0.16	0.02	0.02	0.04	0.09	0.24	0.49
体位変換器	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.02
手すり	0.03	0.02	0.03	0.03	0.04	0.03	0.01
スロープ	0.04	0.00	0.01	0.02	0.04	0.07	0.06
歩行器	0.07	0.10	0.11	0.10	0.08	0.04	0.02
歩行補助つえ	0.03	0.04	0.04	0.04	0.03	0.02	0.01
徘徊感知機器	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
移動用リフト	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.02
計	2.58	2.18	2.29	2.43	2.65	2.87	2.85

種目別利用者1人当たりの利用単位数（特別地域加算を除く）

(単位)

種目	計	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
車いす	280.4	303.5	289.8	295.6	299.4	281.4	227.0
車いす付属品	6.6	3.6	3.8	4.6	6.2	9.3	10.8
特殊寝台	735.1	727.6	711.2	714.7	747.1	772.0	739.6
特殊寝台付属品	209.3	184.2	192.0	203.3	224.3	232.5	203.8
じょくそう予防用具	97.8	9.0	11.8	21.8	51.4	146.2	302.5
体位変換器	3.0	0.1	0.2	0.4	1.1	3.3	11.3
手すり	8.1	5.3	8.1	10.5	11.3	7.9	3.2
スロープ	22.6	1.7	4.2	11.6	24.1	42.3	40.3
歩行器	24.4	33.4	37.3	33.5	26.2	14.3	5.2
歩行補助つえ	3.9	5.8	6.0	5.5	4.1	2.2	0.6
徘徊感知機器	1.4	0.2	0.7	1.8	2.6	1.6	0.5
移動用リフト	12.1	4.8	4.7	4.7	6.4	15.3	33.3
計	1,404.7	1,279.2	1,269.7	1,308.0	1,404.1	1,528.2	1,578.3

特別地域加算地域における事業所（再掲）

特別地域加算の請求事業所数	116
請求事業所全体に占める割合	3.2%
1事業所当たり平均費用額	/月(円) 455,469
1事業所当たり平均利用実人数	/月(人) 34.3
利用者1人当たり平均費用額	/月(円) 13,262

介護サービス事業所に関するデータ（介護サービス施設・事業所調査 平成12年10月）

利用者数規模別事業所数の割合

		0～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～99人	100～499人	500人以上	1事業所当たりの利用者数
福祉用具貸与	100.0%	30.2%	18.8%	9.6%	7.2%	5.1%	13.6%	12.7%	2.7%	74.7人

常勤換算従業者数

	総数	従業者総数		1事業所当たり従業者数		
		常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
福祉用具専門相談員	6,490	6,254	236	2.4	2.3	0.1
その他の職員	2,310	2,187	123	0.9	0.8	0.0

介護保険事業状況報告月報(平成13年4月サービス分)

福祉用具購入費総費用 715,112 千円

介護総費用(注)全体に占める割合 0.20%

	計	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
件数(単位:件)	26,301	2,423	8,032	6,555	4,677	3,004	1,610
要介護度別の割合	100%	9.2%	30.5%	25.0%	17.8%	11.4%	6.1%
1件当たりの費用額(単位:円)	27,190	21,858	24,123	26,744	29,000	32,795	36,607

(注)介護総費用は、保険者(市町村等)からの報告数値であり、償還払いを含むものである点に留意が必要である。

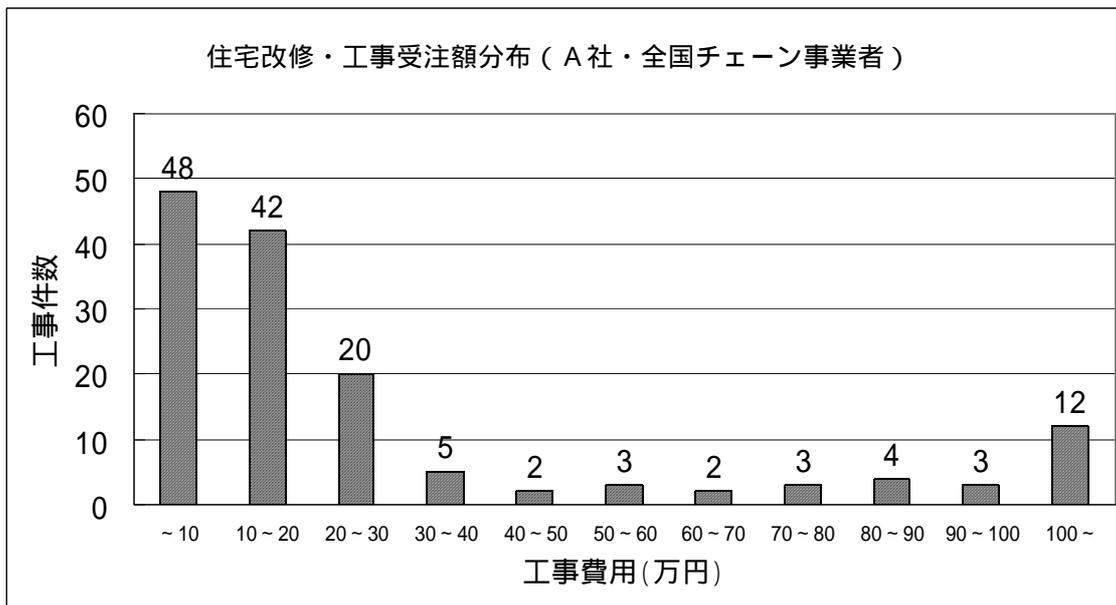
住宅改修費総費用 2,409,197 千円

介護総費用(注)全体に占める割合 0.67%

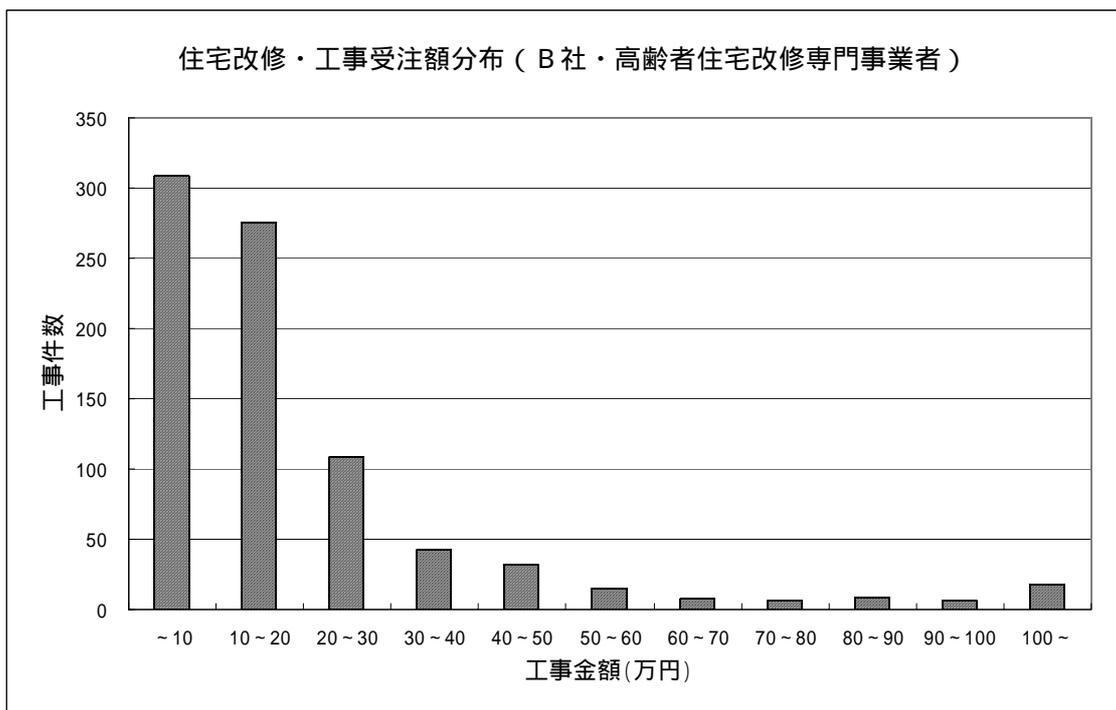
	計	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
件数(単位:件)	20,916	2,774	7,261	5,106	3,115	1,814	846
要介護度別の割合	100%	13.3%	34.7%	24.4%	14.9%	8.7%	4.0%
1件当たりの費用額(単位:円)	115,184	105,940	110,482	120,500	119,521	123,006	121,033

(注)介護総費用は、保険者(市町村等)からの報告数値であり、償還払いを含むものである点に留意が必要である。

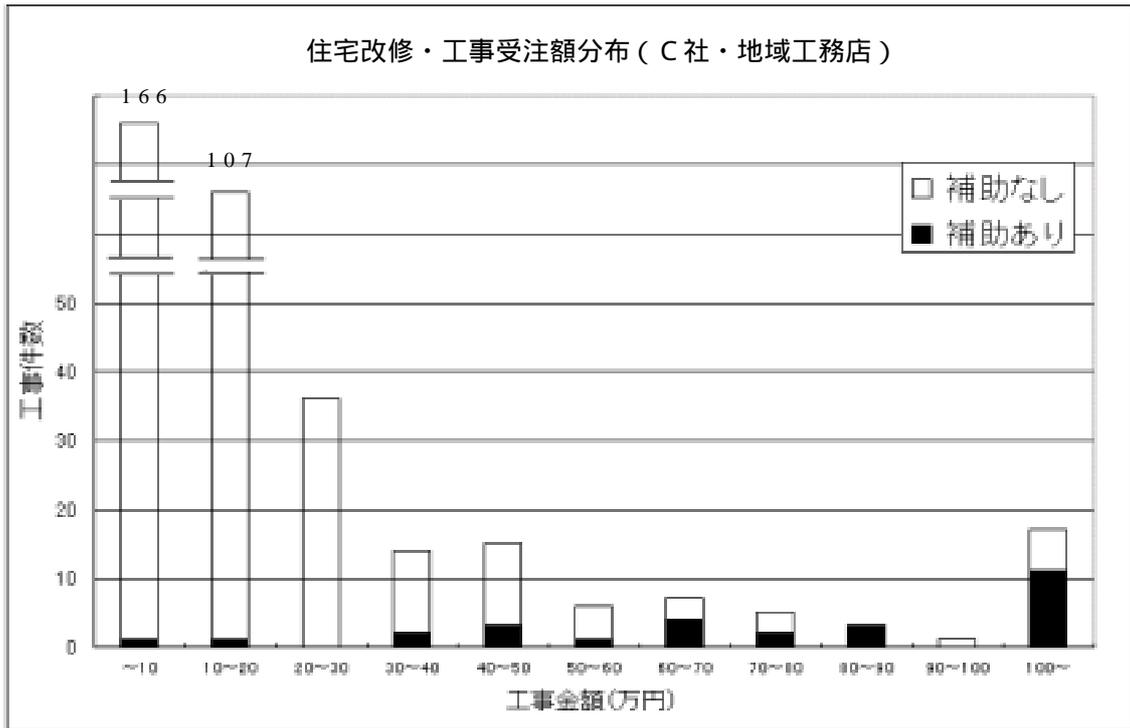
住宅改修の実際の費用の分布



注1 平成13年4月～8月にかけてA社が近畿圏で受注した住宅改修工事額の分布



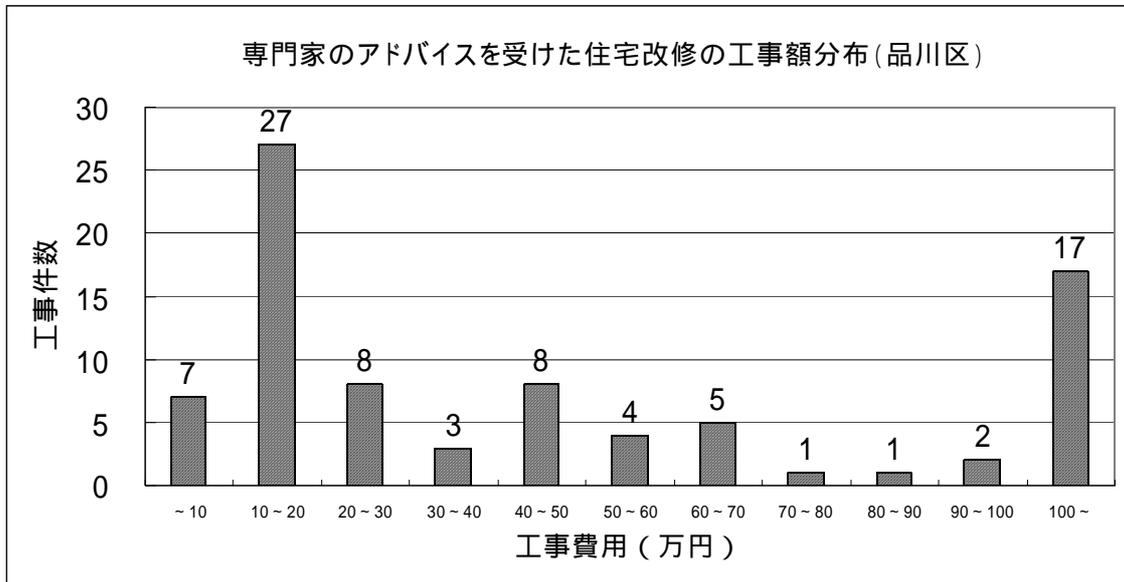
注1 平成12年4月～14年2月にかけてB社が首都圏で受注した住宅改修工事額の分布



注1 平成13年6月～14年2月にかけてC社が受注した住宅改修工事額の分布

注2 C社の住宅改修の実施区域は、主として東京都区部及び埼玉県南部。

注3 「補助あり」とは、自治体が独自に行う住宅改修の補助事業を活用した件数



注1 品川区内で平成12年4月～平成14年1月にかけて実施された住宅改修（昇降機の設置を除く）のうち、住宅改修の専門家がアドバイスを行ったものの分布

注2 専門家のアドバイスは品川区から要請のあった場合または、ケアマネから要請（困難事例や不安事例）があった場合に実施

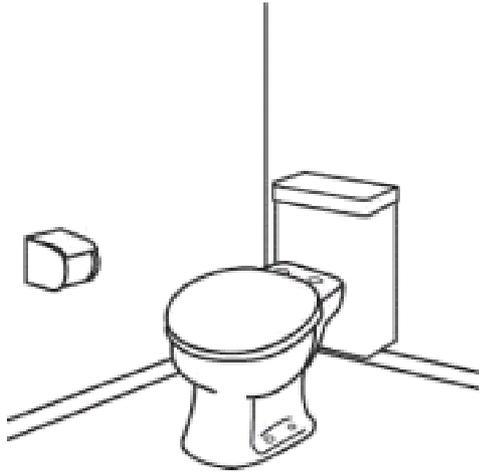
注3 品川区では、介護保険の住宅改修とは別に、段差解消機の設置、洗面台の取り替え等に対して独自の助成制度を実施、

トイレの改修事例

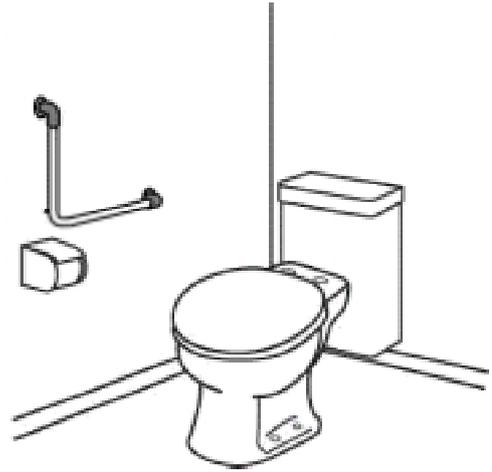
住宅改修は福祉用具の活用とともに、高齢者の排泄、入浴、外出等生活行為の改善や、介護者の安全等のために行われるものであるが、その具体的な方法は、住宅の状況、高齢者の身体状況、予算等の条件により大きく異なるものである。

例えば、トイレの改修については、次のような方法が考えられるが、このように「答」は一つではなく、多様な選択肢があるものである。

【既に洋式便器である場合】

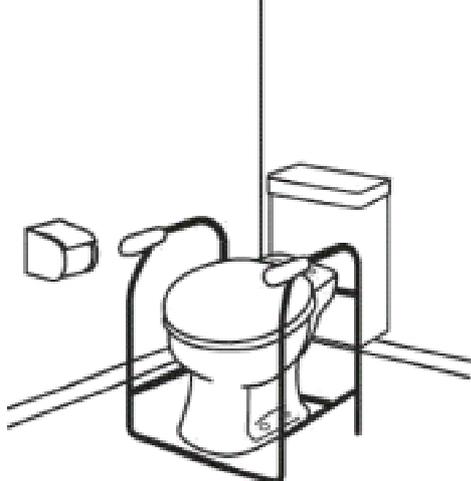


手すりの取り付け



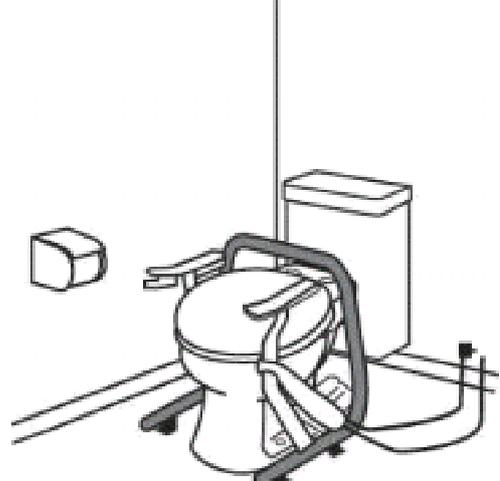
住宅改修
手すり(2箇所) 30,000円

便器を囲む手すりの設置



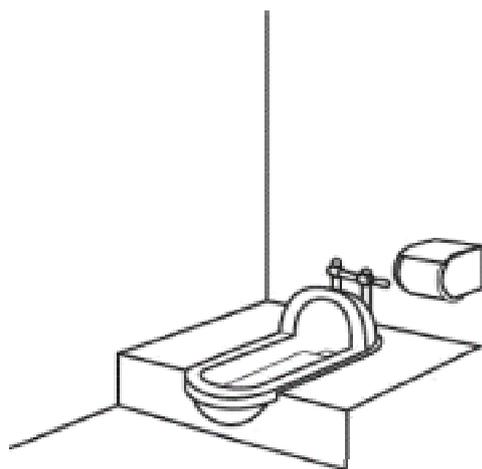
福祉用具貸与
手すり 5000円/月

手すり付き昇降便座の設置



福祉用具購入
腰掛便座 90,000円

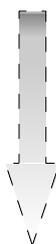
【和式便器である場合】



本格的なトイレ改修



住宅改修（計 300,000~円）
便器の取替え 150,000~円
手すり（2箇所）50,000円
付帯工事 100,000~円



（トイレは全く改修せずに）
ポータブルトイレの利用



福祉用具購入
腰掛便座 13,000円

和式便器の上に腰掛便座設置・
手すりの取り付け



住宅改修
手すり（2箇所）50,000円
福祉用具購入
腰掛便座 40,000円

イラストはイメージです。

上記の改修工事は一例であり、他の方法が適当であることがあります。

上記の費用は試算であって、実際の費用は個別の状況により大きく異なります。

イラストは（財）高齢者住宅財団が作成したものです。

住宅改修費の支給申請に関する省令・通知抜粋

介護保険法施行規則第75条第1項及び第2項

(居宅介護住宅改修費の支給の申請)

第七十五条 居宅介護住宅改修費の支給を受けようとする居宅要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一及び二(略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

一(略)

二 介護支援専門員その他要介護者等からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者が作成する書類であって、当該申請に係る住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの

三(略)

「居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の支給について」(平成12年3月8日老企第42号通知)

2 住宅改修費の支給申請

住宅改修費の支給申請に当たっては、下記の書類を市町村に提出することとされているので留意されたい。

(2) 添付書類(施行規則第75条第2項及び第94条第2項)

住宅改修が必要な理由書

第2号の「住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの」は、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載する。

また、当該書類を作成する者は、基本的には介護支援専門員とするが、市町村が行う住宅改修指導事業(リフォームヘルパー事業)等として、住宅改修についての相談、助言等を行っている福祉、保健・医療又は建築の専門家も含まれるものである。ただし、当該書類を作成しようとする者が、当該住宅改修に係る被保険者の居宅サービス計画を作成している介護支援専門員と異なる場合は、当該介護支援専門員と十分に連絡調整を行うことが必要である。

なお、介護支援専門員が当該書類を作成する業務は居宅介護支援事業の一環であるため、被保険者から別途費用を徴収することはできない。また、介護支援専門員又は居宅介護支援事業者が、自ら住宅改修の設計・施工を行わないにもかかわらず被保険者から住宅改修の工事を請け負い、住宅改修の事業者に一括下請けさせたり、住宅改修事業者から仲介料・紹介料を徴収したりすること等は認められない。